

## 第8 消火器具

### 1 消火器の種類

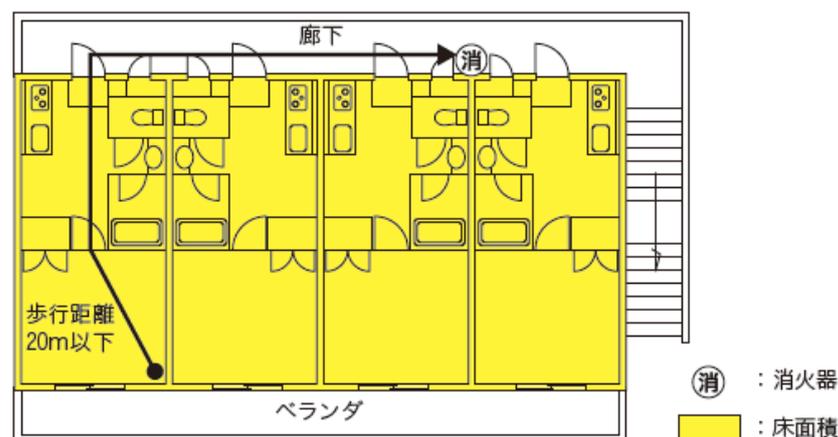
消火器は、粉末(ABC)10型の性能を有する蓄圧式のものとすること。ただし、状況に応じて政令別表第2の規定を適用できるものとすること。★

### 2 設置場所等

- (1) 政令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。
- (2) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、省令第6条第6項の規定を満足する範囲で、廊下、通路、室の出入口付近とするよう指導すること。★
- (3) 省令第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと(第8-1図参照)。

#### 第8-1図

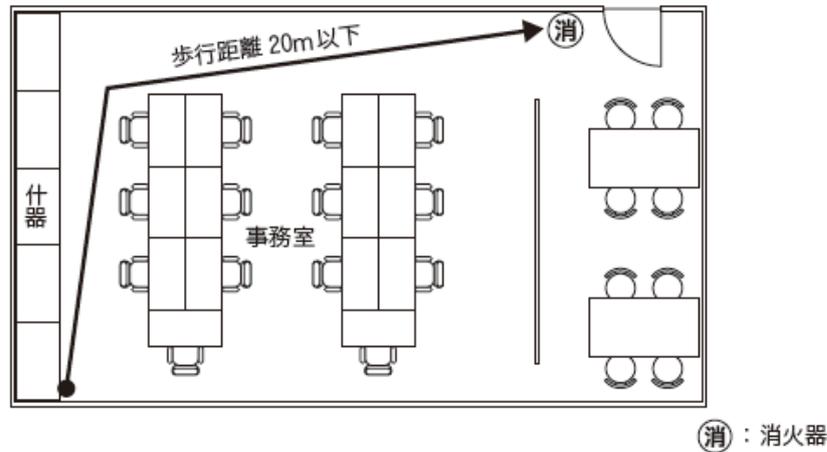
政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物



- (4) 省令第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件(床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。)がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により

測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと（第 8 - 2 図参照）。

第 8 - 2 図



- (5) 消火器の設置場所は省令第 9 条の規定によるほか、次に掲げる場所とすること。
- ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所
  - イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
  - ウ 乾燥砂又は膨張ひる石若しくは膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じること。
- (6) 電気設備、鍛造所等以外の場所にあつては、水系消火器の併設を指導すること。

★

### 3 設置単位

- (1) 省令第 6 条第 1 項で規定する消火器具の設置単位の算定にあつては、防火対象物の各階ごとにその床面積を、省令第 6 条第 1 項の表に定める面積で除して得た数以上の数値とすること。この場合、小数点以下の数値については、切り上げるものとする。なお、階数として取り扱わない部分であつて、床面積に算入される部分は消火器の設置を要するものであること。ただし、階数として取り扱わない P H、地下ピット等については設置義務が生じることとなるが、次の要件を満たした場合は設置を要しないものとする。
- ア P Hは、単に階段室のみの形態であること（物品等が置かれていないこと）。
  - イ P Hは、下階に設置した消火器で、省令第 6 条第 6 項で定める歩行距離を満たす場合
  - ウ 地下ピット等は、受水槽室（給水ポンプを含む。）であつて出火危険がないこと。

- (2) 省令第8条第1項及び第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

#### 4 付加設置

- (1) 省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものとする。

ア 蓄電池設備は定格容量と電槽の数の積の合計が、10kW以上のものに限る。

イ 直流にあっては、750V以上、交流にあっては600V以上の電路に設置する電気機器で、次に掲げるもの（可搬式のものを含む。★）。

(ア) 発電機、配電盤又は電動機

(イ) 変圧器（出力が5kVA以上のものに限る。）

(ウ) 溶接器（出力が5kVA以上のものに限る。）

(エ) 整流器（出力が5kVA以上のものに限る。）

(オ) その他、(ア)から(エ)に類するもの。

- (2) 省令第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げるものとする。

ア 厨房（個人の厨房を除く。）

イ 飲食店の客席に小規模ガスコンロ又は小規模IHコンロを設置した場所

ウ 学校及び公民館等で厨房機器を設置した場所

エ 営業用食品加工炉及びかまどを設置した場所

オ 工業用炉、かまど及び焼却炉を設置した場所

カ 公衆浴場の火焚場

キ 簡易サウナ設備又は一般サウナ設備を設置した場所

ク 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機（屋外に設置するものを除く。）

ケ 入力70kW以上の給湯湯沸設備（屋外に設置するものを除く。）

コ 火花を発生する設備のある場所

サ その他これらに類する場所

- (3) 省令第6条第4項及び第5項に規定する「当該場所の床面積」については、当該設備の部分及びその周囲2mまでの範囲を床面積とすること。

(注) 政令第13条で規定する水噴霧消火設備等を設置すべき場合の床面積の算定方法については、本取扱いと異なる。

## 5 火災予防条例

条例第9条の2第1項第2号に規定する消火器は、省令第10条第2項の規定の例により設置すること。

なお、原則として簡易サウナ設備専用のものである必要があるが、実態に応じて、4・(2)・キに基づき設置する消火器と兼用することができる。

## 6 配置の緩和（政令第32条）

- (1) 政令第10条第1項第4号に規定する少量危険物のうち、屋外（屋上を除く。）において貯蔵し、又は取り扱うものについては、消火器具を設けないことができる。
- (2) 知的障害者施設等において、これらの者により維持管理に支障が生じる消火器は、職員が常駐する部屋に集中して設置できるものとする。
- (3) 次に掲げる防火対象物又はその部分で、歩行距離20m以下となるように配置できない場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、それぞれの実態に応じて配置できるものとする。

ア 劇場、映画館その他客席を設けるもの。

イ 集会場、舞台、ダンスホール、ボウリング場、体育館、プール、展示場、アイススケート場その他大空間を有するもの。

ウ 畜舎等

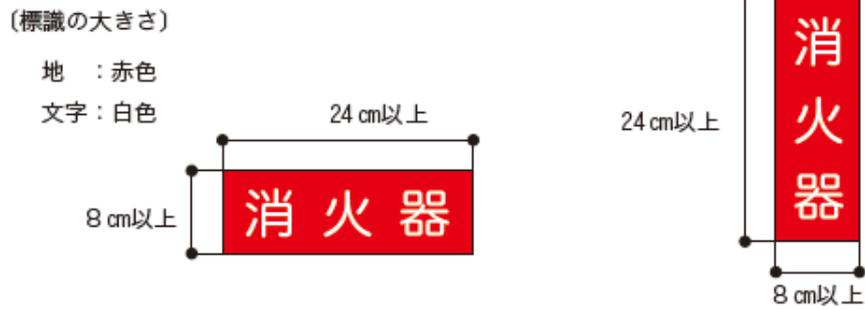
- (4) 刑務所等の収容施設で、収容者の行動が制限され、初期消火が期待できない場合で、関係者が消火器具を使用するにあたり合理的な位置に配置できる場合
- (5) メゾネットの共同住宅その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。

## 7 標識

省令第9条第4号の標識は、条則で定めるところによること（第8-3図参照）。ただし、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、JIS Z 8210に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあつては、政令第32条の規定を適用し、省令第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。

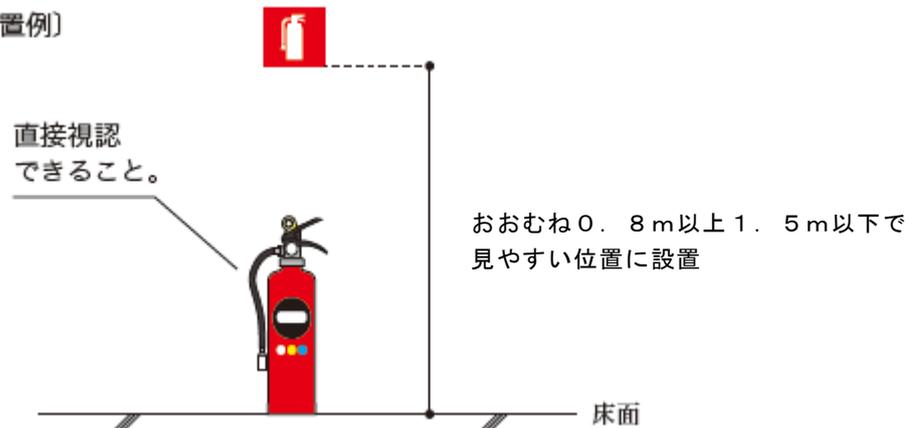
なお、ピクトグラムは床面からおおむね0.8m以上1.5m以下で見やすい位置に設置することとする（第8-4図参照）。

第 8 - 3 図



第 8 - 4 図

[ピクトグラムの設置例]



8 大型消火器

省令第 7 条に規定する大型消火器(能力単位の数値が A 火災に適応するものにあつては 10 以上、B 火災に適応するものにあつては 20 以上有する消火器をいう。以下同じ。)は、次によること。

- (1) 省令第 7 条第 1 項の規定とは、危政令別表第 4 で定める数量の 500 倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設け、かつ、省令第 6 条の規定による消火器具を設置させることをいうものであること。
- (2) 省令第 7 条第 2 項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができるとされているが、省令第 6 条第 6 項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

9 簡易消火用具

簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。以下同じ。)は、次によること。

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は 80 以上 100 以下で、かつ、容易に変形

しないものであること。

イ 膨張ひる石は、J I S A 5 0 0 9 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、J I S A 5 0 0 7 にそれぞれ適合するものであること。★

(2) 設置場所

ア 省令第 6 条第 1 項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ 3 個の集団をもって 1 単位として算定していることから、設置する箇所ごとに、水バケツ 3 個をまとめて設置すること。

イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。

ウ 省令第 9 条第 2 号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」には、次に掲げる場所が該当するものであること。

(ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのない場所

(イ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては、雨水等がかからない場所